

非訟事件手続法及び家事審判法の見直しに関する中間試案の補足説明 正誤表

平成22年8月17日

平成22年8月6日付けで意見募集を開始した「非訟事件手続法及び家事審判法の見直しに関する中間試案の補足説明」について、以下の誤りがありましたので、訂正いたします。

ページ	行	誤	正
100	(6)の2行目	「(4)②から⑧まで」	「(4)②から⑦まで」
114	上から2行目	「その旨をただし書で明示している」	「その旨を明示している」
148	(6)アの10行目	「成年被後見人に」	「成年被後見人となるべき者に」
194	(4)bの1行目	「イでは」	「bでは」
201	(2)アの1行目	「民法上, 未成年後見人が」	「民法上, 未成年被後見人が」
201	(2)アの11行目	「未成年後見人」	「未成年被後見人」
203	(4)イの6行目	「保佐人の解任」	「未成年後見人の解任」